

D プロニュース



ご連絡先：〒231-0012 横浜市中区相生町1-15 第二東商ビル5F
電話：045-226-5482 FAX：045-226-5483
e-mail：info@d-produce.com
ホームページ：<http://www.d-produce.com/>

これからどう変わる？「子ども手当」

支給額の変更

現行の子ども手当は、中学生までの子ども 1 人当たり一律月額1万3,000円ですが、10月以降、3歳未満は15,000円、3歳から小学校卒業までは1万円(第3子以降は15,000円)、中学生は1万円となります。

支給要件を厳格化

また、子どもの国内居住など支給要件を厳格化することに伴い、すべての対象世帯に市町村への申請を求めるとしています。これまで、新規の受給者は申請を行う必要がありましたが、2009年度まで児童手当を受給していた人は免除されていました。

申請は10月以降、保護者と子どもの氏名、年齢、養育状況などを記した書面を市町村窓口へ提出することになります。未申請の人には支給されませんが、経過措置として来年3月までに手続きを行えば遡って支給されます。

この他、保護者の同意を条件に給食費を差し引いたうえで手当を支給する仕組み、滞納が問題になっている保育料を手当から天引きできる仕組みの導入も検討されています。

高所得者は負担増へ

来年6月分からは新児童手当に所得制限が課され、年収960万円程度を超す世帯への支給は打ち切られます。「児童手当」から「子ども手当」に制度変更した際に見直した扶養控除の縮

小はそのまま、0歳から15歳までの年少扶養親族にかかる扶養控除が、今後は所得税・住民税ともに廃止となるため、実質増税となります。

控除縮小による影響

働く夫、専業主婦の妻、子ども2人の家庭を想定して、旧制度である児童手当との増減を試算したところ、新制度で恩恵を受けるのは年収500万円程度の世帯だそうです。

年収500万円以上1,000万円未満程度の家庭では、子どもの年齢や数によっては負担が増えることもあります。年収1000万円の世帯では、新児童手当が受け取れないうえ、控除縮小に伴う所得税と住民税の増額が重くのしかかることとなります。

「節電期間」の終了で企業の対応は？

9月9日に制限令が解除

政府が東北電力と東京電力の管内で適用していた「電力使用制限令」が、9月9日に解除されました。制限令が発出されたのは実に37年ぶりのことであり、期間中、企業には原則として15%の節電義務が課され、大きな影響を受けた企業も少なくないでしょう。

この制限令の解除を受け、各企業はどのように対応しているのでしょうか？

3パターンの対応

制限令の解除を受けた企業の対応としては、

主に下記の3パターンがあるようです。

(1) 通常の状態に復帰する例

- ・工場における夜間操業を通常操業に復帰(製造業)
- ・電気を落としていた売場の照明を震災前と同様に(百貨店)

(2) 節電対策を継続する例

- ・作業スペース削減などによる節電対策を継続(製造業)
- ・自宅や外出先でのテレワークを継続(機器メーカー)

(3) 節電対策を強化させる例

- ・節電型の自動販売機の設置を拡大(飲料メーカー)
- ・店舗内に太陽光発電や蓄電池を導入(薬局)

サマータイム制のメリットは？

上記からもわかる通り、「省エネ」や「経費節減」のため、節電対策を継続する企業は意外に多いようです。

また、始業時間と終業時間を早める「サマータイム制」を導入した企業のうち、今秋以降も継続を検討するところがあるようです。

その理由として、「仕事の密度が高まることにより、残業の削減ができた」ことを挙げる企業の担当者がいました。また、社員にとっても「帰宅後に家族と過ごす時間が増えた」「自分の時間が確保でき、自己研鑽の時間を多く持つことができた」といった大きなメリットがあるようです。

介護事業所における人手不足と安全衛生面の課題

「就業意識実態調査」から

ヘルパーなどの介護従事者でつくる「日本介護クラフトユニオン」が発表した「2011年度就業意識実態調査」の結果によると、介護職場においては、人手不足に加え、職員の安全衛生面(ケガや健康)なども大きな課題となっているようです。

職種で異なる人手不足感

この調査によると、職種別の人手の不足感(「大いに不足している」「やや不足している」の合計)が高いのは、上から順に「訪問介護員」(月給制組合員で78.3%、時給制組合員で58.8%)や「施設系介護員(入所型)」(同71.7%、62.0%)、「施設系介護員(通所型)」(同61.5%、57.3%)、「看護師」(同68.2%、55.4%)となっています。

一方、「ケアマネージャー」(同54.8%、45.5%)や「生活相談員」(同49.6%、43.6%)、「事務職」(同54.9%、52.7%)、「サービス提供責任者」(同42.6%、39.4%)などでは「妥当である」との回答が多く、職種により大きな違いがあることがわかりました。

人手不足が長時間労働に繋がる

人手不足が、職場での様々な問題の原因になっています。

例えば、今年3月の労働日数および時間数を尋ねたところ、訪問系管理者で25日以上働いた人は27.5%で、労働時間数は平均199.42時間に上っています。

人手不足が管理職員の長時間労働問題に繋がっている様子がわかります。

安全衛生面にも大きな課題

仕事が原因の健康問題について、約40%の人が「ある」と回答をしています。症状別にみると、「腰痛」「肩こり」のほか、「イライラする」「頭痛」「よく眠れない」など、メンタル面の問題を抱えている人も多いようです。また、「感染症胃腸炎」や「疥癬」などの感染症を訴える人もいました。

このように様々な問題を抱える介護事業所ですが、人手不足の抜本的な解決策が必要となっているようです。

10月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10日

源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納

付[郵便局または銀行]

雇用保険被保険者資格取得届の提出<前
月以降に採用した労働者がいる場合>[公
共職業安定所]

労働保険一括有期事業開始届の提出<前
月以降に一括有期事業を開始している場合
>[労働基準監督署]

31日

個人の道府県民税・市町村民税の納付<
第3期分>[郵便局または銀行]

労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、
7月~9月分>[労働基準監督署]

健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀
行]

日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
[年金事務所]

労働保険印紙保険料納付・納付計器使用
状況報告書の提出[公共職業安定所]

編集後記(青山)

実りの秋、味覚の秋、スポーツの秋、読書の
秋・・・夜などは急に肌寒くなり、秋がやってきま
した。今年に入りいくつかのマラソン大会へのエ
ントリーをしていますが、なかなか良い抽選結果
が届きません。当選してスポーツの秋へのきっ
かけを作りたいと考えている今日この頃です。

また、気温差がはげしい時期です。

調整しやすい服装をして体調管理には気をつけ
たいですね。

さて、今月は厚生年金保険料率の変更(9月分
納付)や定時決定に伴う標準報酬月額の変更な
ど、細々とした事務処理が必要です。

また、最低賃金の変更(836円/時間)も行われて
おりますので、確認忘れがないようお願い致し
ます。